宮代町内の事業者の皆様へ

中小企業者支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者の皆様に、中小企業者支援金１０万円を支給します。

支援金額

一事業者につき、一律１０万円

支給対象

▷中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定するものであること（フリーランス含む）

■対象外となる事業者
宗教法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人など

▷宮代町内に本社または主たる事業所があること（個人は、町内に住所を有すること）なお、現在も事業を継続していること

▷令和２年３月から１２月までのいずれかの月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響で、前年同月の売上高と比較して減少していること

▷令和２年２月１８日までに事業を開始していること（１８日を含む）

▷令和元年分の売上高が１２０万円以上であること。ただし、事業を開始した日から３か月以上１年１か月未満であるものの場合は、その限りではない

▷令和元年度の町税等（個人町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）の未納がないこと（徴収猶予の許可を受けた税目は除く）

▷宮代町暴力団排除条例（平成２５年宮代町条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団又は、同条第２号に規定する暴力団員が運営に関与していると認められるものでないこと

▷支援金の交付に係る中小企業者の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していないもの

※支援金の支給は一事業者につき１回のみです。

申請に必要な書類

① 宮代町中小企業者支援金交付申請書

宮代町のホームページから、用紙をダウンロードできます。

② 売上の減少が分かる書類

■法人：2019 年度の決算書・2020 年度の売上帳簿など
■個人：2019 年度の決算書又は収支内訳書の写し・2020 年度の売上帳簿など
※申告書は収受印がなくてもかまいません。

③ 振込口座が確認できる通帳の写し

■法人：法人名義の通帳のうち、振込口座が分かるページの写し
■個人：事業主名義の通帳のうち、振込口座が分かるページの写し

④ 事業活動を証明する書類

■法人：履歴事項全部証明書又は定款の写し
■個人：開業届等の写し

⑤ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し） 個人事業主のみ

申し込み方法

所定の申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添えて下記宛先に郵送（消印有効）してください。郵送等にかかる費用等は申請者負担となります。

申請書は、宮代町産業観光課・宮代町商工会で配布しております。
申請書をダウンロードできます。

受付期間　令和２年６月９日（火）から令和３年１月２９日（金）

新型コロナウイルス感染防止のため、郵送による申請にご協力ください。

お問い合わせ・申し込み先

〒３４５-８５０４　宮代町笠原１－４－１　宮代町産業観光課　商工観光担当　（１４番窓口）
電話番号　０４８０－３４－１１１１（内線２６５・２６６）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内の商工業者が事業継続を目的に行う新たな取り組みに対し、補助金を交付するものです。★補助率１０/１０

■概要

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
テイクアウト、デリバリー事業	①宮代町内に本社または主たる事業所を有する中小企業者（個人は町内に住所を有すること。）及びグループ ②宮代町内で主たる業務として飲食業を営んでいること ③令和２年２月 18 日以降に新たにテイクアウトやデリバリー事業を始めたもの	賃金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃貸料、設営費、原材料費（設備に係る）、その他町長が特に認める経費	補助率１０/１０ 限度額１０万円以内
クーポン券事業	①宮代町内に本社または主たる事業所を有する中小企業者（個人は町内に住所を有すること。）及びグループ。	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、クーポンに要する費用	補助率１０/１０ 限度額３万円以内（１事業者につき） グループの場合は、補助対象者数に３万円を乗じた額。
プレミアム付商品券事業	商店会又は商店会を含めたグループ。	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃貸料、その他町長が特に認める経費	補助率１０/１０ 補助対象者数に３万円を乗じた額。ただし、限度額 200 万円とする。

■補助対象者

▷中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者であること

▷令和元年度の町税等（個人町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）の未納がないこと。（徴収猶予の許可を受けた税目は除く）

▷宮代町暴力団排除条例（平成２５年宮代町条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団又は、同条第２号に規定する暴力団員が運営に関与していると認められるものでないこと。

対象外となる事業者

宗教法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人など

■申請に必要な書類

・宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付申請書（様式第１号）

※宮代町のホームページから用紙をダウンロードでき、宮代町産業観光課商工観光担当、宮代町商工会でも配布しています。

・事業活動を証明する書類（履歴事項全部証明書又は定款、開業届、事業所ホームページの印刷等）

■補助金の申請から交付までの流れ

補助金の交付申請➡申請内容を審査の上交付決定➡概算請求➡補助事業完了後実績報告➡精算

※クーポン券事業については、実績報告の際に債務の確定していることを証する書類として、事業の領収書のほかに使用済みのクーポン券の提出をお願いします。

■受付期間

令和２年６月９日（火）～令和２年１２月２８日（月）

■申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添えて下記宛先に郵送（消印有効）してください。郵送等にかかる費用等は申請者負担となります。

■お問合せ・申込先

〒３４５－８５０４　宮代町笠原１－４－１　宮代町産業観光課　商工観光担当（１４番窓口）

電話番号　０４８０－３４－１１１１（内線２６５・２６６）